

福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和2年3月17日（火） 午前10時00分～午前10時34分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 直子、 3番 杉浦 康憲、 7番 長谷川広昌、
9番 柳沢 英希、 11番 北川 広人、 13番 今原ゆかり、
15番 内藤とし子、 16番 倉田 利奈、
オブザーバー
副議長（10番） 杉浦 辰夫

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 4番 神谷 利盛、 5番 岡田 公作、
6番 柴田 耕一、 8番 黒川 美克、 12番 鈴木 勝彦、
14番 小嶋 克文、

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、ICT推進GL、
福祉部長、地域福祉GL、地域福祉G主幹、介護障がいGL、
福祉まるごと相談GL、健康推進GL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営GL、学校経営G主幹（鈴木）

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- (1) 議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第8号 高浜市立学校設置条例の一部改正について
- (3) 議案第9号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第10号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (5) 議案第11号 事業契約の変更について
- (6) 陳情第1号 高取学区に児童センターの設置を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る3月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案5件、陳情1件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行

います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の内藤とし子委員を指名いたします。

それでは、当局から説明を加えることがあれば願います。

説（企画部） 特別ございません。よろしくお願いいたします。

《議 題》

- (1) 議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(16) 会計年度任用職員の導入に伴うということなので、会計年度任用職員の勤務時間別の職員数と、あと今年度、勤務の臨時職員についてなんですけれども、この新年度予算の中に労災保険料として項目がある方と、あと、ない方は、公務災害補償基金負担金ということで示されているのかなと思うんですけれども、この労災保険料となる方と公務災害補償基金負担金となる方の区別というか、別というのはどういうふうになっているのか教えてください。

答(秘書人事) まず、会計年度任用職員の勤務時間別の職員数でございますが、基本、そのまちなちでございます。ですので、そこまで把握はしておりませんが、予算上168人の会計年度任用職員がおりまして、全て短時間の会計年度任用職員でございます。

それと、労災保険とこの議員その他非常勤職員の公務災害補償条例の適用の対象の区分の分けということでございますが、労災保険につきましては、この本庁以外の会計年度任用職員は、基本全員、労災保険適用。

それとあと、本庁職員の中でも現業職員、水道企業会計の職員の会計年度任用職員と運転手、これは実際に2名おりますが、この2名も労災保険適用。ですので168人のうち、この議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償の対象となる職員数は12名、それ以外は全て労災保険の適用になりますので、よろしく願いいたします。

問（16） 今の御回答いただいたということで、全員がフルタイムってということで、今後、会計年度任用職員制度が導入されるということなんですけれども、ちょっとそれにかかわってお聞きしたいんですけれども、会計年度任用職員が、ことし、今年度の臨時職員の採用よりふえているのか減っているのか。

また、今年度採用された方は皆さん採用を継続してされているのか。

それから、総合サービスから直雇用の会計年度任用職員になる方がいると聞いてるんですけれども、その経緯を教えてくださいと思います。

答（秘書人事） 平成31年度から令和2年度に臨時職員から会計年度に変わってくるんですが、全体のその人数としてはふえております。31年度に臨時職員でいた方で、令和2年度会計年度任用職員として希望された方は、一部任用できない方もみえますが、ほぼ、そのまま希望された方は任用を継続していくというような状況であります。

あと、総合サービスからこの会計年度に移行した件ですが、これがこの議案とどう関係があるのかがちょっとわかりませんが、お1人おります。その方につきましては、人事のほうでは明確なことは把握しておりませんが、総合サービスのほうと担当グループのほうで、そこで話し合いの中で、総合サービスの委託から、市の直営、要は市の直営で会計年度として雇用することによって、委託契約以外のことも幅広くやっていたりすることもありますので、そういったこともあって切りかえてきたのではないかというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（16） 今、ふえているっていうことを教えていただいたんですけれども、何名ふえているのかっていうことがわかればっていうことと。

あと先ほど、ほぼっていうことだったんですけれども、採用されなかったのは、何か理由が特にあれば教えていただきたいですが。

委員長 それは、この議案の質問の範囲を超えていると思いますが。この議案の質問の範囲内でお願いします。

問（16） ふえてるっていうことですので、今回の会計年度任用職員にかかるっていうことで、公務災害補償負担金とか労災保険料、このあたりがふえるわけですので、やはりちょっと人数とかはお聞きしたいと思います。

答（秘書人事） まずもって、今回のこの議案の一部改正につきましては、フルタイムの会計年度任用職員が対象になるというものでございまして、先ほども答弁いたしました。令和2年4月の段階ではフルタイムの会計年度任用職員としての任用は今のところおりませんので、今回の改正に伴っての影響はないということですので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第7号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第8号 高浜市立学校設置条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（15） これは高浜市立高浜幼稚園、民営化するということですが、何で民営化するのか、民営化しなければならないという理由はどのようなところにあるのでしょうか。

答（こども育成） 今回の高浜幼稚園の民営化、こども園化というところの中でいきますと、この民営化については、子ども子育て支援事業計画を踏まえて実施するものでございまして、もともとの民営化そのものにつきましては民間の柔軟に対応できる部分ですとか、そういった民間

の力を活用しながら、保育サービスをより子育て支援の一環として充実させていく、そういった目的を持って実施しているものでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第8号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第9号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(9) 今回、職員を派遣ということですがけれども、もともと、高浜幼稚園に何名の先生がいて、そこから今度、どういった目的をもった上でそらかぜのほうへ、何名の先生を派遣されるのか。

あと、派遣されない先生方はどういった形になってくるのか、教えてくださいましたらと思います。

答(こども育成) まず、何人かというところでございますけれども、高浜幼稚園には現在、正規職員が7名います。そのうちの今回派遣というところで、3名を予定しております。残った職員につきましては、次年度からは、ほかの公立施設である保育園、幼稚園、児童センターのいずれかに配属されることとなります。

委員長 答弁漏れがありました。

答(こども育成) この派遣をする目的でございますけれども、公立から民間に変わる中で、公立園で実施してきた、例えば行事ですとかそういったものを継承しつつ、また、保育士が変わることによる環境変化を緩和するために、移管前の園の職員を派遣するものでございます。

委員長 よろしいですか。

問(15) 今、正規職員についてはわかりましたが、臨時職員の方、フルタイムの方はどれぐらいみえたのかということと、そういう方たちは

どうされるのかっていうこと。わかっていたら教えてください。

答（こども育成） 働く時間は、また、そらかぜさんのほうへいく中で変わったりすることもありますので、今、現状どういう働き方で雇用されていくかというところまでは把握しておりませんが、まず、臨時職員さんそのものが何人行くかっていうところにつきましては、今、公立の臨時職員さんが10人そらかぜさんのほうへ行く予定になっておりまして、伺っている中では、そのうち2人は正規職員になるというふうに伺っております。

委員長 ほかに。

問（7） 環境変化の緩和と円滑な移行を図るために職員3名を派遣するっていうことなんですけれども、そのおおよその期間って、どれぐらいを想定しているんですか。

答（こども育成） 一応、最大2年を予定しております。

問（7） それに関連して、条例のほうで市町村共済組合とか商工会とか社協、ほか数社というかあるんですけれども、これ、それぞれ今何名派遣していて、期間はどれぐらい派遣しているのかわかれば教えてください。

答（こども育成） まず、今条例上に示されている派遣先というところの中で、高浜市社協、知多学園、清心会というところがございますけれども、社協と知多学園については、派遣している職員は今はいません。清心会は、今2名派遣がされているというところがございます。以上です。

答（秘書人事） 今、条例上で規定されているところとしましては、愛知県市町村職員共済組合、これはゼロです。それと高浜市商工会、これもゼロ。それと社会福祉法人高浜社会福祉協議会、これが2名。それと公益財団法人愛知県市町村振興協会、これは県の研修センターのことですが、これも今ゼロです。ただ、これは予定でいきますと令和3年度から、一応1名派遣をする予定でおります。

それと、その次は社会福祉法人の知多学園がゼロで、社会福祉法人清心会が、これ今2名、派遣をしているところがございます。

問（７）　そういった、派遣している職員っていうのは、例えばこの清心会だと今２名派遣していて、それいつぐらいで終わるとか、そういったのってあるんですか。

答（秘書人事）　清心会につきましては、協定書の中で一応２年としておったんですが、ただ、その清心会側と市のほうで協議する中で、それを短くすることもできるということで、協議の結果、１年という形に変更になっております。

あと、ほかに社協であれば、これは３年という形になります。ただ、５年まで延長はできるというような形になっています。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長　質疑もないようですので、議案第９号の質疑を打ち切ります。

（４）議案第10号　高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長　質疑を行います。

問（３）　提案理由に「予定者を含むこととする」とありますが、これはどういった理由で、何か研修等とのずれがあるのか、どういった理由でこういった予定者を含むことになったのかが、わかれば教えてください。

答（こども育成）　研修を修了することを予定している者を含むとした理由はなぜかというところでございますけれども、まず、放課後児童支援員というのは、この制度は平成27年度より基準に盛り込まれたものでありまして、児童クラブ１支援ごとに最低１人はいないと運営ができないという規定となっております。

その支援員の要件となりますのは、保育士や幼稚園教諭の有資格者であったり、また、高卒で２年以上の放課後児童健全育成事業に類似する

事業に従事した者で、市長が認めた者等の10種類の要件の中の一つを満たすということで、その上で県や指定都市が実施する研修を修了した者が放課後児童支援員という形になるわけですが、この制度開始に当たりまして国は研修修了には時間を要するということから、平成27年度から5年間は研修を受講する予定の者は放課後児童支援員としてみなすという、そういう取り扱いをしてまいりました。今年度末をもって一定数の受講者は確保できたということで、みなしの規定の延長は、国のほうとしてはしないということになりました。

高浜市の各児童クラブにおきましては、現状、運営する上で必要な研修を修了しました放課後児童支援員というものは確保はされていますけれども、今後、例えば急に退職をされるなど、そういった形で支援員が確保できなくなった場合には、先ほどの10種類の要件を満たす方を探すと、例えば保育士さんですとか、そういった方を探すのは可能なんですけれども、研修をあらかじめ受講されている方っていうのは、通常なかなかいないということになりますので、そういった研修を受講するまでは支援員の取り扱いはできないという形になりますと、その児童クラブの運営に必要な基準を満たさなくなるということになってまいりますので、そうしますと、児童クラブが急に支援員がいなくて運営ができないと、そういうことになってしまいますので、そういった事態を回避するには、これまでのように研修を受講し、修了することを予定している者を含む、そういった取り扱いをすることで児童クラブの継続性を担保するということが必要でありますので、今回の改正を実施するものでございます。

委員長 ほかに。

問（15） この10号についてですが、これは従うべき基準ということから参酌すべき基準ということにされたことに伴っての関係だと思っておりますが、要件を緩和することになると、これまでやってきた保育といたしますか、健全育成事業は質が落ちるんじゃないかと思うんですが、そういう点ではどのように考えてみえるんでしょうか。

答（こども育成） まず、この支援員の確保の部分でございましてけれど

も、これまで5年間の中も同様に取扱いしてきた中で、今、先ほど申しましたように、研修を修了した支援員という人数も、今、高浜市内の各児童クラブで一定数確保されております。

もちろんその体制はきちんと維持しながら、支援員の確保に努めていくところでございますけれども、先ほど申しましたように支援員の確保が急にできなくなったというところの場合に、そうしますと、先ほどもあった研修の修了を最初からの要件にしてしまいますと、急にその児童クラブは要件を満たさないという形になって、その児童クラブは継続ができないというおそれが発生してまいりますので、そういったものを防ぐためにやるものでございまして、通常の運営としては、もちろんその支援員を確保しながら運営をしていくというところに努めていくところでございますので、よろしく申し上げます。

意(15) そういう点では、やっぱり職員といいますか、支援員が不足している、十分じゃないということが言えるかと思うんですが、このもとの従うべき基準ということから、参酌すべき基準とされたことに伴っての関係ですので、問題があるかと思うんですが、以上です。わかりました。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第10号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第11号 事業契約の変更について

委員長 質疑を行います。

問(16) 地中埋設物の量、内容、処理方法、諸経費について教えていただきたいということと、あと1立米何トンで計算されているのか、また、1立米当たりの処理費を教えていただきたいです。

あともう1点、維持管理業務にかかるサービス価格の詳細を教えてください。

ださい。

答（学校経営） まず、地中埋設物の関係ですけれども、3回分の処理費になります。

一つは、グラウンド南側の擁壁の基礎掘削工事におきまして95立米出てきましたので、この処理費が38万8,800円。二つ目が南校舎の解体工事、土間基礎撤去工事において出てきたもので、こちらはコンクリートガラ、みかげ石等々が出てきまして92.4立米、245万円余。三つ目がメインアリーナ、サブアリーナの基礎掘削工事で、1,838.9立米で857万円余。あとトン換算という話がございますけれども、これにつきましては全量を捨てるわけではなくて、分別して、その陶磁器のガラとなったものを捨てていますので、トン換算はしておりません。捨てた量は、一番大きいメインアリーナ、サブアリーナの基礎の掘削工事ですと44立米を捨てたということです。

維持管理費用のサービス対価につきましては、基本的に物価変動率を勘案して改定することといたしております。毎年8月の企業向けサービス価格指数を使用し、毎年3%以上の差が出た場合に洗い替えていくということになります。今回は上がっておりますけれども、今の状況ですとことしの8月の指数は下がって、減額になってくるのではないかなというふうに考えております。

内容といたしましては、警備の保安業務と、上記以外の維持管理業務といえますか一般的な維持管理業務、その他関連業務というこの三つに分けて、それぞれ指数を用いて改定しています。今回は警備保安業務が3.8%の上昇ということで、税抜きで68万円余の増加。通常の一般的な維持管理業務につきましては3%の上昇ということで、1,000万円余の増加でございます。

委員長 ほかに。

意（9） ちょっと議案に対してじゃないんですけれども、総括とかの質問と重複している部分があるので、そこら辺、しっかりと取り直しをお願いします。

委員長 ほかに。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、議案第11号の質疑を打ち切ります。

(6) 陳情第1号 高取学区に児童センターの設置を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(13) この陳情には、反対とさせていただきます。児童クラブやセンターキッズは、保護者の就労条件はあるものの、申し込みをすれば利用ができます。また、休日も公民館や市内の施設を利用することもできます。市が公共施設の総量圧縮また複合化を進める中で、公明党は一貫として賛成してきております。旧高取幼稚園を整備してと書いてありますけれども、このような考えはできませんので、この陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意(15) 私ども共産党としては、この地元から出てきた陳情ですし、高取学区にだけ、今、市内の学区を見ても児童センターがないんですね。じゃあ、かわりになるようなそういう施設があるかっていうと、それもない。

もちろん学童保育だとかキッズクラブはやっていますけれども、じゃあそれ、子供たちはそういうのに入る子供だけかっていうと、そういうわけじゃないですし、それから、いちごプラザも将来どこに行くかっていうような話も出ていますので、本当にこの陳情に書かれているように旧の高取幼稚園、まだまだ使えますし、それを整備して皆さんが集まれるような場所として活用していただけると、活用できるようにすることは、とてもいいことだと思います。賛成いたします。

委員長 ほかに。

意(7) 陳情趣旨は大変理解できます。しかしながら、さまざまな利用状況やニーズ等を今後さらに細かく分析、把握しながら、場所等につい

ても慎重に考えていく必要があると考えるため、現時点では趣旨採択といたします。

委員長 ほかに。

意（９） 市政クラブを代表して、答弁させていただきます。基本的にこの陳情第１号に対しては、公明党さんと同じで反対でございます。

市の方向性を考えましても、新たな公共施設はつくっていかないという考え方もございます。そしてまた、高取地区を見ますと、うちの会派でも高取地区の議員さんがおりますけれども、まち協さん、あとはJAさん等を含めて、今、町内会も含めて地域でどういった、何か施設を使えないのか。例えば、幼稚園の跡を使えないのかだとか、そういった土地の跡を農協さんが使えないのかというような、いろんな話も出ております。

また、農福連携のこともあります。そういったあらゆる面で、今、高取の中で話が出ているというのであれば、この陳情のように一つの児童センターだけというようなお金の使い方、そういった考え方というのは、非常に先を考えるとよくないというふうに私は思いますので、地域の意見を尊重するのであれば、地域の中の一角ではなくて、全体の意見をしっかりと聞いていくという形を本来とっていくべきかなというふうに思いますので、先のことにはなるかもしれませんが、そういったものを非常に重要に伺っていきたいなという思いがありますので、市政クラブとしては反対というふうにとらせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第１号についての意見を終了します。

以上で、本委員会に付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第8号 高浜市立学校設置条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (3) 議案第9号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (4) 議案第10号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (5) 議案第11号 事業契約の変更について

挙手多数により原案可決

委員長 陳情第1号について、趣旨採択との御意見がありましたので、採決にあたり趣旨採択を入れていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いいたします。

(6) 陳情第1号 高取学区に児童センターの設置を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時34分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長